

平成30年12月12日に総務生活委員会を開催し、所管する事務事業の調査を次のとおり行いました。

## 調査事項

### ● 議決を要する工事契約の取扱いについて ●

#### (変更契約の市長専決処分の指定)

##### ～内容～

議決を要する工事契約に変更が生じた場合、市長の専決処分として議決を要さず契約変更できる範囲の取扱いについて、総務生活委員会所管部分の詳細調査を行おうとするもの

##### ～質疑～

**問：給食調理場の建設工事に係る不適切な事務処理は、何が原因だったのか。**

答：建設部と教育部の連携不足、認識不足が原因であったと考えている。

**問：市長の専決処分を認めるならば、それに代わるチェック機能が必要ではないか。**

答：従来の工事担当課だけの事務処理ではなく、主任検査員と総務課長がラインに加わり、漏れをなくす体制とすることにより、チェック機能を強化する。

**問：変更により工事を止める期間を短縮したいというのはよく分かるが、臨時会をすぐさま開催すれば解決する問題ではないか。**

答：変更で議会の議決が必要となると、変更設計書を作って金額を確定させ、仮契約書の作成までの事務処理を行わないと議会に提出することができない。これに30日程度の日数を要しており、臨時会にこぎつけるまでの準備作業の方に時間がかかっているのが実情である。

**問：市長の専決処分によりスピーディーになるのは結構だが、十分なチェックや慎重さは必要ではないか。**

答：日数は短縮するが、チェックの手を抜くということではない。また、下水道工事などでは、工法的に現場を止めることが安全面や経費面などでマイナスになる場合があることもご理解いただきたい。

**問：変更額が2千万円以下であれば、すべて専決処分を認めるのではなく、災害等不測の事態が起きた場合や、どうしても工事を止めざるを得ない場合に限定して認めるべきではないか。**

答：仮に、そのような専決処分となった場合には、正・副議長、所管委員会の正・副委員長及び議会事務局長に事前に協議を行い、専決処分が認められるかどうか判断していただいた上で、事務手続きを進めるようにしたい。

## ● 復興ビジョンについて ●

### ～内容～

復興計画を策定するにあたり、災害を乗り越えて、さらに飛躍する未来の総社市の姿を明確にするために、その道しるべとして策定する復興ビジョンについて調査を行おうとするもの

### ～質疑～

**問：今回のビジョンは風水害のみのことなのか。**

答：今回の豪雨災害に対するものであるため、風水害のみである。災害全体のことについては、地域防災計画である。

**問：地域集会所の改修等による防災拠点の整備とあるが、水害だけではなく、土砂災害も考えられるので、修繕だけではなく、位置も検討すべきではないか。**

答：地域集会所の見直しで修繕だけではなく位置も検討すべきであると認識している。

**問：ビジョンから復興計画を策定していくが、今後の流れはどうか。**

答：3月末までに具体的な事業について計画を立て、毎年進捗状況をチェックして見直していくことが必要だと考えている。

**問：今回の復興ビジョンは災害にあったところが中心になるが、農業用施設や河川ということになると全市にわたるため、市民へ対して周知が必要だと思うがどうか。**

答：全市的に被災した状況、今回の経験を共有し、今後につなげていくことが大事だと考えており、情報の共有を含めて対応していきたい。